

## 平成23年度第1回二宮町下水道運営審議会会議録

日 時 平成23年7月14日（木）午前10時～11時30分  
場 所 二宮町役場第1会議室  
出席者 小澤宜男会長、古澤正平副会長、原富士徳委員、脇直一委員、小宮進委員、永瀬文雄委員、岩倉正枝委員、宮本由美子委員、松尾武保委員、添田米美委員  
欠席者 深見直美委員、  
事務局 都市経済部長、下水道課長、業務班副主幹、工務班副技幹、業務班主事  
傍聴者 3名

### 1. 開 会（課長）

おはようございます。定刻前ですが、お揃いになりましたので始めさせていただきます。司会を担当します下水道課長の成川です。よろしくお願いいたします。

お手元の次第に添って議事を進行させていただきます。

最初に委嘱状の交付を行います。本日の委嘱状の交付ですが、学識経験者として選出されている神奈川県企業庁平塚水道営業所長、神奈川県下水道公社の委員さんが人事異動により交代されました。また、欠員となっております2名の後任の方が決まりましたので、町長から委嘱状をお渡しいたします。町長がお席の方に参りますので、お名前を呼ばれた方はその場でご起立の上、お受け取りください。

4名へ委嘱状交付

ありがとうございました。続きまして、坂本町長よりご挨拶申し上げます。

### 2. 町長あいさつ

おはようございます。連日の暑い中、皆様お集まりいただきありがとうございます。また、4人の新しい委員の方には、お忙しい中、快くお引き受けいただきましてありがとうございます。これからも、よろしくお願いいたします。

さて、下水道事業の意義は川がきれいになり海もきれいになる。このところ、葛川を見ても小魚がたくさん泳いでいる。それを食べに来る鳥がたくさん。シーズンによっては河川の中に下りて来る。我々が体験していない昔に戻った川になっております。いろいろな町民の活動、葛川を掃除する団体などの活動もあるが、何よりも下水道の普及により河川に汚水が流れないことが、このような結果になっているのではないかと考えています。

もう20年も経ちますが、平成3年から工事が始まって、そして平成22年度で78%の普及率、約23,000人の町民が利用できる状況までに工事が進んでいる。これは県の平均普及率95%にはまだ届かず、町としても今後とも着実に下水道事業の普及促進を図っていかねばならない。

20年間に200億の多額の整備費を投入してきており、平成22年度末で起債の元金

残高が年間予算に匹敵する 70 億円が未償還となっています。これを償還していかなければならない。

そこで、歳入の部分ですが、21 年度に汚水処理に係る経費を 100 円とした場合に、47 円・47% を使用料として回収している。残りの 53 円分は一般会計より補って返済している状況にあります。

前回の値上げをしてから 2 年経っていますが、今日の会議はそのことも踏まえて、ざっくばらんに値上げと言いますが、町財政の受益者負担という部分ではいろんな分野でやっておりますので、その一つとして皆さんにご審議していただきたい。

良き時代であれば、これは税金で賄うから皆さんできるだけ安くということもできましたが、もはや、そういう時代は過ぎ去り、それぞれの負担はそれぞれの町民が負担をするとの意識に変えていただかないと、実際には福祉の方に毎年多額の予算がかかっています。福祉の予算が枯渇するとなると町民の安心・安全がいろんな意味で町の方向性がおかしくなります。

下水道の料金改定も皆さんのご意見をいただきながら進めて行く必要があるのではないか。

他の分野でも、例えば町の温水プール年間 5,000 万円垂れ流しです。このままでいいのか。これからもある程度削減に挑戦しないと、もはや町で支え切れない。

いろんな分野で削減が進まないと最終的に町として大変なことになるので、委員の方々にはこのような町の状況を踏まえて、ご意見いただきながら事業を進めていきたいので、ご審議を宜しくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。続きまして、会長よりご挨拶をお願いします。

### 3. 小澤会長あいさつ

おはようございます。大変朝から暑い中、また、お忙しい中、当審議会にご参集いただきありがとうございます。

今、町長より、お話がありましたように、これから重要な審議に入っていく訳ですが、皆様のご意見を聞きながらより良い方向に、また、町の財政になるべく負担をかけない方向付けも必要かと思えます。忌憚のないご意見をお聞かせ願ひまして審議を進めたいと思いますので宜しくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。町長は所用がありますので退席させていただきます。本日の出席委員数、定数 11 名中、10 名のご出席をいただいております、下水道運営審議会条例の規定により、半数以上の出席ですので本日の会議は成立しております。

ただ今より、平成 23 年度第 1 回下水道運営審議会を開催させていただきます。それでは、大変恐縮ですが名簿の順に各委員より自己紹介を兼ねてご挨拶をお願いします。それでは、お願いします。

委員名簿の順に自己紹介

事務局自己紹介

司 会 それでは、これより審議会の進行を小澤会長にお願いいたします。

会 長 では、ただ今より、審議会を開催いたします。まず審議会の公開についてですが、当審議会は原則公開となっております。本日の審議内容には公開して問題はあるものではないと思われま

事務局 本日傍聴者が3名いますので、ご案内します。暫時お待ち下さい。

会 長 それでは、引き続いて審議に入らせていただきます。議題1の下水道使用料について、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局 資料1、1頁より8頁を説明（要約）

下水道事業経営の基本的な考え方（1頁）

下水道事業は、地方財政法により公営企業として位置づけられ、維持運営経費はその事業経営に伴う収入、すなわち下水道使用料をもって充てなければならないという独立採算制を原則とする事業である。

平成22年度決算における下水道使用料収入は約1億7千7百万円となり、歳入総額の18.9%を占めていますが、使用料で賄うことになっている維持管理費・元利償還金の不足財源を、一般会計からの繰入金で補っている状況は続いている。

下水道は、快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るための基本的な施設です。下水道事業は初期投資が大きいため、事業開始当初は財源不足が生じやすい事業ですが、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があるため、経費の節減等の経営努力と水洗化率の向上を図り、使用者（受益者）に適正な負担を求めつつ、一般会計への依存を極力少なくし、経営の健全化・安定化を図っていく必要がある。

下水道事業の歳入歳出における資金充当関係（2頁）

この図は単年度における下水道会計の歳入歳出について、どの歳入がどの歳出に充当されているかを模式的に表しています。

現状の下水道会計の内容を基にしておりますが、枠の大小が実際の収入金額を表してはいない。また、充当先の矢印もすべてを細かい部分まで表してはいません。あくまでも、イメージです。

図の見方は、歳出の整備費は下水道工事に伴う費用です。国の補助金・交付金、起債、受益者負担金が主な整備の主財源となっている。

歳入の使用料の充当先は、維持管理費・資本費（元利償還費）に原則として充当されます。

一般会計繰入金は使途が特定されて受け入れるものではありませんが、本来、公費で支出されるべきもの、例としては元利償還費の中にも総務省からの通知で一般会計から公営企業への繰出しとして、この部分を公費として負担すべき内容の額、職員の退職手当組合負担金、下水道会計に計上していますが、実質的には一般会計から負担すべきという内容、予備費が発生した場合は一般会計から充当する内容となっている。

下水道使用料は原則として維持管理費・資本費に充てられる工事費には充当されない。

下水道使用料対象経費について（3頁）

下水道使用料で賄うべきものは、汚水（生活排水）に関する経費に伴うものです。汚水処理に関する経費から公費をもって充当すべきとしたものを除いたものが下水道使用料の対象経費となります。これを図で表したのが上段の表です。雨水と汚水に分け、汚水の中に資本費・維持管理経費があります。その内、一部が下水道使用料の対象となるのが原則と書いてある欄です。

二宮町の現状は、下の現状の欄、本来使用料で充当すべき部分の経費を一般会計繰入金で補っている現状であります。

○下水道使用料の対象経費の構成

下水道使用料の対象経費に、実際にどのようなものがあるかを示しています。

年間有収水量・使用料収入の推移（4頁）

○汚水処理費の推移（地方公営企業決算状況調査の抜粋）

下水道使用料の対象経費の額がどのような推移をしているかを表しています。毎年、全国的に行われている地方公営企業決算状況調査より抜粋したものです。

平成22年度の欄、直接的経費、管渠費が21年度より増えているが、国道のバリアフリー化工事に伴うマンホールの維持工事(高さの変更)等を行ったため増になっております。過去5年間の推移を見ていただいても、その年により発生する内容が異なるため、年度毎の管渠費が必ずしも右肩上がり下がりではありません。

間接的経費、業務費については、特に21年度から22年度にかけて大きく増になっておりますが、これは、定期の人事異動により建設部門の技師が1名減になり、維持管理等を主に行う事務職員が増になったための人件費が増になったことにより増額になりました。

資本費について、元金は元金の据え置期間が終わり、その年度の額が増になり、利子については、元利均等払により償還年数が進むと利子については額が下がる傾向にあり、また、利率の高い時代の償還が少しずつ減ってくるのが要因です。

○使用料収入と使用料対象経費の差引

平成22年度については、1億9千9百万円が使用料対象経費に対して使用料収入が不足している。

○使用料単価・汚水処理原価・経費回収率の推移

使用料単価は、有収水量1m<sup>3</sup>あたりいくらの使用料収入になるか。汚水処理原価は有収水量1m<sup>3</sup>を処理するのにいくら費用がかかるか。これが、町長の挨拶にもありましたが、経費回収率であります。21年度、22年度は47%と同じ割合になっています。

使用料適正化について（5頁）

## ○料金改定時期について

下水道使用料は日常生活に密着した料金であり、できるだけ他の公共料金と同じく安定性を保つために、短期間での改定は好ましくないとする一方、あまりにも長期にわたる期間を算定することは、経済情勢等による予測の確実性を失うこととなります。

日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」や、日本水道協会の「水道料金算定要領」によると、料金改定の算定期間について、料金の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性及び事業者の経営責任の面など各種要素を考慮した場合に、概ね3年から5年を基準として適正な範囲で長期化を図ることが妥当である。

## ◎公共下水道使用料の改定に関する答申書（平成21年1月30日）抜粋

### 5. 要望事項

- 5) 社会経済情勢への配慮は必要であるが、下水道事業における財政基盤の確立と強化を図るうえでも、概ね3年を目途に使用料の見直しに努められたい。

## ○使用料の適正化

国では、使用料単価が150円/m<sup>3</sup>に満たない団体に対し、下水道使用料算定の基本は汚水処理費に見合った額を設定すべきであるが、他の公共料金（特に水道料金）や住民の負担可能額などを勘案して、当面の間、全国平均の20m<sup>3</sup>/月あたり3,000円の水準を目途に、「使用料の適正化」を求めている。

### 《二宮町》

使用料単価(円/m <sup>3</sup> )	108円(平成22年度)
汚水処理原価(円/m <sup>3</sup> )	229円(平成22年度)
20m <sup>3</sup> /月の使用料	1,903円(税込み)

## 有収水量・使用料収入・汚水処理費の推移（6頁）

平成11年度の供用開始からの数字を載せています。

水洗化人口・・・実際の接続人口

汚水量・・・処理場で処理している二宮町の汚水量（不明水含む）

有収水量・・・料金算定の水量

二重線以後（平成23年以降）は推計になっていますが、有収水量については、過去5年間の平均値を有収水量一人当たり単位量と考えています。一般家庭だけではなく、事業所も含めていますが、接続されている方一人当たりの有収水量に換算しています。

使用料単価については、現状に近い直近の平成22年度の108円を採用している。

汚水処理費については、使用料対象経費の基準が変わった年度もあったことから、今、現在の基準に近い直近2年間の平均を汚水処理原価として考えた場合に、接続人口の伸びに伴う汚水量、有収水量、汚水処理費がどの程度になるかという一覧表です。

汚水処理量が増えれば収入は増になるが、それに伴う経費が増えるので汚水処理費経費回収率は、現状と同じように推移していくのではないかと考えています。

参考資料（7頁）

○平成21年度下水道事業比較経営診断表

公営企業の決算統計のデータを集計したものです。総務省HPにある表ですが、全国と同じような規模の事業団体の中で二宮町が費用、収入がどの位置になるか分かる表です。

例えば、経営の効率性の項目があり、その下に使用料単価、汚水処理原価があります。平成20年度の実績、平成21年度の実績、類型（同じ規模の団体）平均、全国平均、類型の順位になっています。

使用料単価は平成21年度、106.26円。同じような団体は1m<sup>3</sup>当たり144円、全国平均は134円となり類型団体33団体中、30番目になっている。

汚水処理原価は平成21年度、223円。同じような類型団体は250円。処理については平均より低い数字になっている。全国では平均は150円程度、先進都市は整備が進んでいて償還費が少ないのが要因だと思います。汚水処理原価は類型団体33団体中、低い方より11番目になっています。

経費回収率は汚水処理費の内、何%を使用料で賄っているか。二宮町は平成21年度47.5%を使用料で賄っている。同じような類型団体は57%。類型団体33団体中、経費回収率の高い方から24回番目であります。

○各市町村下水道使用料金改定状況一覧表（8頁）

これは、県内の横浜、川崎市除く30市町村を対象に調査を行いました。調査項目は現行の料金の施行日、その前2回の改定率、使用料の制定日。右側の欄、今後の改定予定については、30市町村中14市町で改定予定があるとの回答でした。以上です。

会 長 事務局より資料1についての説明がありましたが、何かご質問ありましたらお願いいたします。

委 員 資料2は、事業の説明ですか。それとも今後やる事業ですか・・・

事務局 平成23年度の今年度の事業の報告です。事業計画の報告です。

委 員 メインは資料1ですね。

委 員 料金改正について聞きたいが、それとも資料内容についてですか。

会 長 説明があった資料1に関する質問はありますか。

委 員 資料の3ページに、汚水処理に係る経費総額がありますが、その内、使用料対象経費、これが本来使用料で賄うものということだと思いましたが、その両脇に公費負担の繰入金とか、補助金等とかありますが、この公費で負担すべき経費はどのようなものがありますか。

事務局 維持管理費について、例えば、下水道施設も永年持つ施設ではなく、当然、維持管理に努めなければならない。何もせずに対応年数を迎えて入れ替えるのではなく、長寿命化を図りながら施設の延命を図る時に長寿命化計画を策定し、長寿命

化に関する維持工事をした場合に補助金等が請求でき、補助金を充てられることになっています。二宮町の場合は供用から10年足らずですので、実際に公費を充てるような維持管理がないとご理解ください。

資本費について、起債償還に関するものうち実際に下水道事業債、下水道の借入金として起債している中に、内容として一般会計の臨時財政特例債の性質があるもの、総務省よりこの内容の起債については、繰入金を充当してもよい。繰出し基準に基づくものと考えていただきたい。

委員 公社に対する負担金には、維持管理負担金と建設負担金の二つがあると思うが、どこを見たらよいのか。

事務局 維持管理負担金については、3頁目の使用料対象経費、間接的経費の中にある流域下水道維持管理負担金が下水処理場に流入した汚水を処理する費用に伴う、市町の有水量に応じた費用負担になります。

建設負担金については、直接維持管理費には出てきません。1頁目の下水道特別会計では、歳出の中の流域下水道事業費が建設負担金です。維持管理負担金は施設管理経費の一部になります。

委員 4頁目にある間接的経費の中にある流域下水道維持管理負担金、平成22年度、7千7百万円これとは別に、建設負担金がある訳ですね。

事務局 建設負担金は、先ほどの1頁目の流域下水道事業費に当たるものです。

委員 平成22年度1千3百30万円がそうですね。

事務局 そうです。

委員 4頁目のポンプ場費・処理場費は、二宮町はポンプ場・処理場を持っていないので④⑤は、⑦で支出していると理解してよろしいか。

事務局 そうです。

委員 下水道事業を運営するに係る日々のポンプ場・処理場の費用は、負担金を支払っている。先ほど、建設負担金との言葉が出たがどういう性格のものか。

事務局 既存の処理場の維持補修に係る費用は、⑦流域下水道維持管理負担金に含まれます。建設負担金は今の汚水量ではなく、今後、関連市町の計画している汚水を処理するための処理場を作るための負担金です。

委員 負担金を年賦で支払っているのですか。

事務局 その年度に流域で県が行った工事については、二宮町の割合に応じてその年度分を支払っています。

委員 1頁目の公共下水道事業費・流域下水道事業費ということで、先ほど流域下水道事業費を建設負担金と言われたが、これは流域下水のポンプ場・処理場を二宮町以外で建設されているものの現在払うものと、当初の分を年賦で支払っているのですか。

事務局 単年度分です。

- 委員 ⑦にはならないのですか。
- 事務局 ならないです。
- 委員 公共下水道事業費とは何ですか。
- 事務局 町の下水管の整備費用です。
- 委員 公共下水道事業費は、町の下水管の整備費用で、流域下水道事業費は酒匂の処理場の費用です。4頁では公共下水道事業費とはどこに相当しますか。
- 事務局 維持管理費ですので入っていません。
- 委員 3頁の使用料対象経費も入っていませんか。
- 事務局 その年度においては入っていません。整備するものについては補助金、起債等になります。翌年度以降、起債の償還に係るものは維持管理費に入ってきます。
- 委員 1年で全て払う訳ではないので、3頁の資本費・使用料対象経費の中に公共下水道事業費で出したものの、その該当年度分の費用は入ってきますね。
- 事務局 公共下水道事業費は、町が整備する公共下水道管・資本整備、流域下水道事業費は二宮の汚水を処理している酒匂川汚水処理場の建設の費用、財源としては起債・補助金があります。起債したものの、町が借りたものの翌年以降の償還するものが、この維持管理経費の使用料対象経費の中の資本費になります。1頁では、歳出公共下水道事業費になります。
- 委員 建設するための補助金と起債の償還はどこになりますか。
- 事務局 起債の償還は、起債償還元金です。
- 委員 4頁ですが、直接的経費の中でポンプ場費・処理場費がありますが、流域下水道ということで二宮町には無いので、下水道維持管理の負担金の中に入っている訳ですね。この負担金の中に負担金の積み上げの中に、二宮町は分流式なので雨水は入ってないと思いますが、この中に雨水の費用は入っていないかの確認です。
- 事務局 これは汚水処理に係る分です。
- 会長 他にありますか。無いようですので、資料1の説明は終わります。
- 皆さんにお諮りいたしますが、前回も使用料の見直しについてお話をいたしました。3年毎に見直しをして行こう、していくべきだということを前回の答申の中に入れさせていただきました。
- 今回についても、3年毎の見直しの時期に来ていますので、この次に使用料の問題についての変更を進めて行くについては、皆さんのご意見をいただいて、ご賛同を得て料金体制の在り方、変更を進めて行きたい。次回には町長の諮問をいただかないと料金改定に踏み込んでいけないので、皆さん今日「下水道使用料金について」を議題として説明を受け、ご質問も受けましたが、次回について料金改定の議題に入って行きたいと思いますがよろしいでしょうか。
- 委員 会長、資料内容についての質問でしたので、料金改正については何も話をしていない。



会 長 これから、料金の改定について皆さんのご意見をお聞きしたい。資料1については質問を受けましたので説明は終わったので、料金の改定について、これから進めることについて皆さんのご意見をいただきたい。

進めていいよとご賛同を得たい。そして、次に資料を作り議題にして、それを基にして、次に、どの程度にするか、上げるのか、上げないのか、議論をしていきたい。これについての賛同を得たい。お諮りしたい。

委 員 会長が言われた。時間をかけて・・・一遍に結論は出ないと思う・・・

会 長 料金の改定については、当然、皆さんのご賛同を得て、資料出して議論をしていただきたいが、この次に議題を進めるには今日、皆さんの賛同を得て進めていきたい。町長の諮問をいただいて進めていきたいので、正式な議題としてご賛同を得たい。今日、なしということであれば、これで終わりです。進めて行こう、ご賛同得れば次回に進めたいと、個人的に思いますので委員の皆さんのご賛同を得たい。多数決ですので・・・

委 員 一つだけ、これまでの審議会には、例えば5頁の資料のような「使用料の適正化について」の資料は、あまり出ていなかったのか。

事務局 前回、資料として話としては同じようなものを出させていただいています。昨年度の会議の中で、前回20年度の審議会で答申をいただきました。3年の中で23年度を迎えるのに当たり前段の資料を提示しました。その中で、もう一度詳細に具体的に現状を見てから審議するかどうかを進めるとのことなので、今回の資料提供になりました。

会 長 経緯を話しますと。最初に決めて上げないで来た。普及を重点的にして欲しい。料金の改定は普及を推進するという事で、料金体制の見直しは行わなかった。前回の20年のときに、財政的にも厳しくなっているので、使用者に相応の負担をしていただかなければならないのではないかと。との結論に達して、長年やらなかったけれども、3年毎の見直しだったけれども、やらなかった経緯があります。それでは、よろしいですか。次回は、町長より諮問をもらって料金改定の問題に入っていく。・・・そういうことにさせていただきます。

次の議題に入ります。(2) その他について

事務局 平成23年度の二宮町公共下水道事業計画について、報告させていただきます。23年度は入りまして3ヶ月過ぎて工事2本ほど契約したのものもありますが、ここで今年度の事業の報告をさせていただきます。資料2をご覧ください。

現在の二宮町下水道事業の全体について、お話をさせていただきます。

平成23年度事業概要図を見ていただきたいと思います。

現在、二宮町が取得している事業認可区域の色分けです。二宮町は行政面積908haですが、建物が建ち、人が住んでいる可住区域528haを下水道の計画区域として設定しております。その内、平成元年度に黄色部分 JR 東海道線南側の区域120ha

国より認可を受け事業着手しました。

その後、水色部分ラディアン・生涯学習センターの建設に伴い 7.7 ha を拡大しております。その後オレンジ色の区域二宮・富士見が丘・中里・緑が丘・一色地区の 201ha について、認可区域の拡大をして事業を進めてきました。

現在は、平成 18 年度に緑色の区域、百合が丘・山西地区の一部 74.5ha を拡大して現在にいたっています。トータル 404ha の事業認可を受けて整備をしているところです。

続きまして、下の図をご覧ください。污水管の面的整備が平成 22 年度末時点で黒い部分 339ha の整備が完了しています。平成 22 年度の整備で平成 23 年度供用の区域が赤い区域になります。面積で 13.8ha。平成 23 年度に工事を行う区域が、この中の青い部分で 8.6ha でございます。トータルで予定ですが平成 23 年度末で 361.4ha の整備が済む予定です。これは、事業認可を受けている 404ha の 89.5% の整備が完了する予定です。

整備の話をしました、上に図に戻っていただきまして、図の中の太い線がありますが、これが町の中に整備されている污水管の幹線です。これにつきましては、山西幹線の一部を除き幹線につきましては、概ね整備が終わっている状況です。

続きまして次の頁、平成 23 年度の事業計画についてご説明いたします。

2 頁目、赤く囲んである区域が平成 23 年度に実施を予定している調査区域の範囲です。JR 東海道線より北側、梅沢川に隣接した部分です。区域では越地・釜野です。

今後、平成 24 年度以降整備を行う計画している地区の測量調査、地質調査及び実施設計を今年度予定しています。

3 頁目以後は平成 23 年度に予定している工事の箇所図を掲載してあります

3 頁目・4 頁目につきましては、二宮地区、3 頁目の左は二宮の北新道地区で保健センターの東側の町道の整備をいたします。右側の箇所と 4 頁につきましては私道の整備となっています。

5・6 頁は百合が丘の整備予定の箇所です。今年度も昨年度に引き続き百合が丘地区について整備を重点的にして行きたいと思えます。

5 頁につきましては、小竹に抜ける道路、小田原厚木の二宮インターチェンジ付近の部分につきまして整備を行います。

6 頁の左側につきましては、百合が丘 2 丁目、一色小学校の西側に当たる地区になります。右側は百合が丘 3 丁目の山の上の地区になります。

この百合が丘 2 丁目・丘 3 丁目につきましては、平成 20・21 年度で近隣の工事を行いまして、概ね今年度で整備が終わることになります。

最後になりますが、最後の頁です。

公共下水道の整備による水質の改善効果です。グラフは平成11年度から平成22年度までの水質の変化の様子です。

平成11年から整備を進めたことにより、ここ数年は数字の大きな変化はないですが、供用開始より徐々に区域を拡大してきたことにより、水質が改善されていることが分かると思います。今後も残っているところを進めて行きたいと思います。以上で説明を終わります。

会 長 ご質問ありますか。

委 員 資料2の黄色部分の平成元年度認可区域ですが、幹線が通っているは国道1号線だと思うが、二宮町の地形は、土地はレベルが高くて海岸は低くなっている。最近、海岸の近くに家が建つ事例が多いが、宅造した所を見ると排水設備の勾配がとれているのか。その辺の指導、確認はどのようにされているか。

事務局 基本的には污水管は自然流下を原則として開発時等に指導し、既存の管に接続できるように指導しています。どこの場所か分かりませんが。

委 員 具体的には、押切上から海岸に入る、降りていく通路があるが、その付近が最近、宅造されたが、見るところ道路からずいぶん下がっている。污水がどのように本管に接続されか疑問に思っている。

事務局 今見られている図の海岸に沿って細長い黄色部分がありますが、ここが今言われている所です、もともとポンプ、地形上、ポンプ・圧そうでない污水を流下できない地域が町内に何箇所かあります。ここが今言われている所もまさにそうです。

委 員 小型のポンプを入れる予定ですか。

事務局 当初の計画でありました。今、開発で分譲されているが分譲地の半分が自然流下で流せる計画です。残り半分は浄化層を設置していただいて、黄色部分を整備した時に下水道に接続していただくことになっています。今、同じ開発区域でも排水の処理状況が違います。基本的には、ポンプを使わず自然流下です。

委 員 ポンプを使う・自然流下にしても、垂れ流し的なことは許さないと、いうことですね。分かりました。

委 員 資料1の山西幹線の破線の部分は未施工部分でよろしいですね。

事務局 破線の部分は、平成24年度以後の整備ということで破線にさせていただいております。補足ですが、2頁の本年度の実施設計の中でその污水幹線の整備に関する委託、調査をいたしまして平成24年度以後整備をする予定です。

委 員 一色川勾污水幹線は、二宮の下水道が100%になった段階で、時間最大で水位が管底からどのくらいのレベルなるか想定されているのか。

事務局 末端管渠は1,000 mm。通常面整備に入れる200 mmの管につきましては、時間最大汚水量の100%の余裕(200%)をもって、整備をしています。大きな管渠は7割、8割の余裕をみていると思います。余裕を持って整備をしています。

- 会 長 他にありますか。いいですか。それでは、資料2については終わります。
- 委 員 次回は、使用料の改正についての議論をするとのことですが、議論を深める為に、委員に事前の資料提出をお願いしたい。
- 会 長 事前に、事務局で整え、1週間くらい。各委員に配って下さい。
- 事務局 次回の審議会ですが、8月19日を予定したいと思いがいかがですか。
- 会 長 予定に入れていただいて。また、改めて通知を出します。以上をもちまして、審議を終了いたします。ありがとうございました。